

令和 5 年1月 20 日

**「未就学児に係る子育て世帯への経済負担の軽減措置」に係る  
未就学児世帯支援金の申請について**

政府では、「全世代型社会保障改革の方針について」(令和 2 年 12 月 15 日閣議決定)を踏まえ、子ども・子育て支援の拡充として、公営国保の未就学児(6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者)1人につき未就学児世帯支援金として12,000円の財政支援を行うこととなりました。

これを受け、本組合では、下記の規約第 19 条の 2 (未就学児に係る子育て世帯の保険料軽減) 及び第 2 項により、令和 4 年 11 月 30 日時点で当組合に加入している未就学児のいる世帯を対象に支援を実施します。

つきましては、令和 5 年 1 月 20 日付で、対象となる世帯には下記の申請書類を送付いたしましたので、申請される場合は下記のとおり提出いただきますようお願いいたします。

記

1. 提出書類

通知文書に同封された「未就学児に係る子育て世帯への経済的負担の軽減措置 保険料補助申請書」の 2 「振込先口座情報」にご記入の上、返信用封筒にて岐阜県医師国民健康保険組合にご送付ください。

2. 提出期限

令和 5 年 2 月 10 日

3. 振込日

令和 5 年 3 月中旬予定

4. 規約追加条項 (未就学児に係る子育て世帯の保険料軽減)

19 条の 2 毎年 11 月 30 日時点において、未就学児である被保険者が属する組合員の世帯については、未就学児に係る子育て世帯の保険料を軽減する目的として、当該年度の 12 月以降に賦課する当該世帯の保険料から未就学児である被保険者 1 人につき 12,000 円を返還する形で充てることとする。

2. 未就学児がいる世帯に未就学児 1 人当たり、12,000 円として交付される未就学児世帯支援補助費は、未就学児がいる世帯の組合員又は当該組合員の世帯に属する被保険者の保険料に充てるものとする。

<お問い合わせ>

**岐阜県医師国民健康保険組合**

〒500-8510

岐阜県岐阜市藪田南 3-5-11 岐阜県医師会館内

担当：清水

TEL：058-274-1120 FAX：058-274-6293